

広島県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年七月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

油木小奴可線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧	新	旧			
庄原市西城町油木字土居四三四番二地先から 庄原市西城町油木字田代五九六番地先まで		三・五〇〇 一七・〇〇〇	三・五〇〇 一七・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)	一九五・〇〇	
庄原市西城町油木字田代五九六番地先から 庄原市西城町油木字灰庭二一番八地先まで		三・五〇〇 一七・〇〇〇 四一・一〇〇	三・五〇〇 一七・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)	二二八・四〇	
		二〇〇・〇〇	二〇〇・四〇	敷地の幅員 (メートル)	二二〇・四〇	拡張
		イ ダブルウエ				